

平成 30 年度

定期監査報告書

下松市監査委員

下松監第1号

平成31年2月1日

下松市長 國井 益雄 様

下松市監査委員 河村 堯之

下松市監査委員 中谷 司朗

#### 平成30年度定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により、その旨を通知してください。

## 定期監査の結果報告

### 1 監査の期間

平成30年5月8日から平成30年11月7日まで

### 2 監査の対象部課等

部 局	課 等		
総 務 部	秘書広報課	総務課	米川出張所
企 画 財 政 部	企画財政課 情報統計課	契約監理課	税務課
生 活 環 境 部	環境推進課	保険年金課	
健 康 福 祉 部	長寿社会課 潮音保育園 健康増進課	福祉支援課 あおば保育園 中村総合福祉センター	子育て支援課 児童センターわかば
経 済 部	産業観光課	農林水産課	
建 設 部	土木課	住宅建築課	都市整備課
教 育 委 員 会	教育総務課 豊井公民館 米川公民館 学校給食課 下松小学校 米川小学校	学校教育課 末武公民館  小学校給食センター 花岡小学校 久保中学校	生涯学習振興課 笠戸公民館  中学校給食センター 豊井小学校 末武中学校
選挙管理委員会	事務局		
上 下 水 道 局	企画総務課	水道課	下水道課

### 3 監査の場所

監査委員事務局

各出張所	各保育園	保健センター	各公民館
小・中学校給食センター		各小学校	各中学校
上下水道局			

### 4 監査を実施した監査委員

河村 堯之

中谷 司朗

## 5 監査の方法

予算の執行、収入・支出、契約、現金等の出納保管事務及び財産管理等財務に関する事務の執行について、提出を求めた関係書類に基づき監査を実施した。

監査に当たっては、財務に関する事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかを主眼に担当職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

## 6 監査の結果

全般的に財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に行われていると認められたが、事務の一部について、次のとおり検討・改善を要する事例が見受けられた。

なお、指摘には至らなかった軽微な事項については、監査実施後に口頭で改善を促したので記述を省略した。

### (1) 契約事務について

契約書や請書等は発注者と受注者との関係や工事、業務内容について両者が平等な認識の基に作成され、公金の支出の根拠となる重要な公文書である。

契約監理課にて作成された指定様式を利用して契約等を行う場合、その発注業務と契約書等の内容をよく確認し、必要又は不必要なものの加除による契約書等として発注業務と齟齬のないよう再度確認したうえで契約を締結すること。また、委託業務については、業務内容が多岐にわたるため、契約担当者は、下松市契約規則第26条の他、契約に必要な事項を再度確認し、欠落事項のないように事務処理することを要望する。

### (2) 補助金の支出について

繰越金等及び団体の決算状況からして、補助金額に合理性がないと思われる支出がされている事例が一部見られる。公金の支出は、その支出が活かされるべき状況があってこそ意味があるものである。補助金受給団体の財政状況を把握したうえでの適切な補助金額の設定及び繰越金の取扱基準等について全庁的な取り組みを要望する。

### (3) 準公金の取り扱いについて

市職員によって経理が行われている団体の経理資料のうち、収入及び支出の書類について決裁伝票の記載方法や添付書類に不備があるものが一部見うけられた。

公金の会計事務に準ずるとして規定されている事務であることを認識し、公金と同等の伝票への記載及び適正な根拠書類の添付が行われるよう、各課等における会計事務決裁での再確認をお願いします。

## 7 おわりに

今年度は各課等にて事務局等何らかの形で職員が業務として携わっている団体の準公金の取扱および市からの補助金について特に集中的に確認を行った。

補助金の取扱いについては、各担当課において適切な支出を行うための試行錯誤のあとがうかがえるが、統一的な基準や方向性が共有されていないことから、事務処理に差が出てきていると思われる。実効性のある基準のもと今後各団体との関わり合いも含めて、補助金の支出について統一的に整理していく必要があると思われる。

また、準公金の取り扱いについても、ひきつづき適切な証拠書類の作成をお願いします。